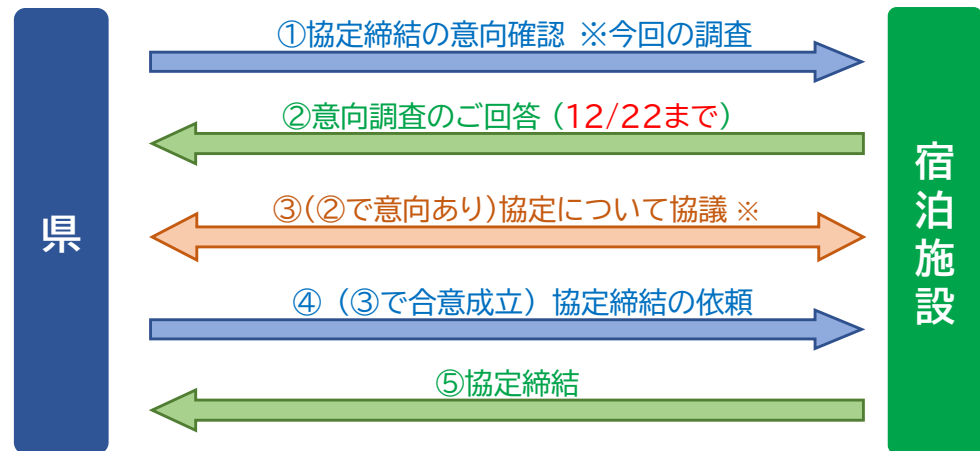


# 感染症法に基づく「宿泊施設確保措置協定」締結に向けた意向調査について

## 宿泊施設確保措置協定

- 2019年に発生した新型コロナウイルス感染症対応においては、想定を上回る感染拡大・患者の増大により、重症者や重症化するおそれが高い方への入院医療提供に支障をきたす懸念があったことから、軽症者等のための宿泊療養施設として宿泊施設にご協力をいただきました。  
(新型コロナウイルス感染症対応における最大実績：8施設、1,135室提供いただき、延べ2万人以上が利用)
- 国は、この度の新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、次の感染症危機に備えるため、感染症法（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律）を一部改正し、県と宿泊施設との間で「宿泊施設確保措置協定」（\*）を締結する仕組みを新たに設けました。  
\* 新型コロナウイルス感染症のような、次の感染症（新興感染症）が発生・まん延した場合、県からの要請に基づき、当該感染症患者の宿泊療養施設として宿泊施設をご提供いただくための協定です。
- 平時からこの協定を締結することで、宿泊療養施設の準備を円滑に進められ、感染症患者の療養体制を速やかに構築することができます。

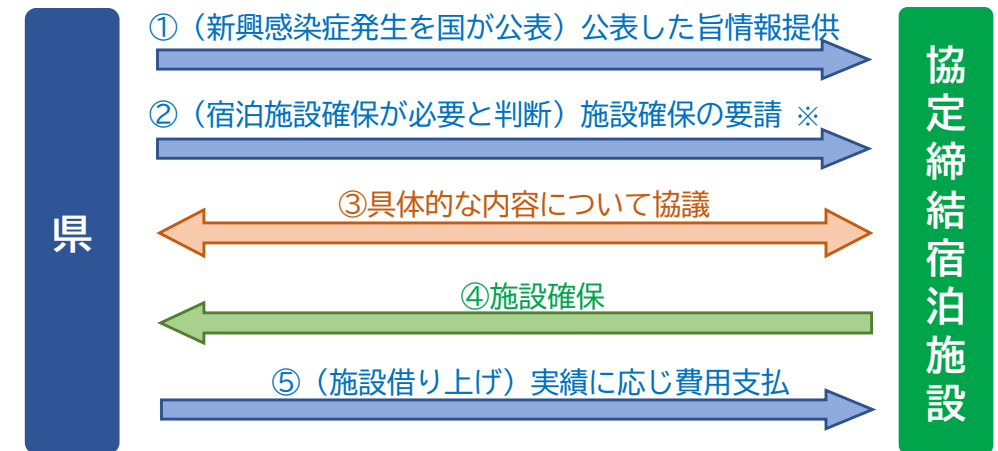
## 協定締結の流れ



※ 協議内容

- ・ 確保居室数、対応時期（国が新興感染症発生の公表した後1か月以内 または6か月以内）、要請を受けてから確保までの期間 等

## (協定締結後) 新興感染症が発生し、宿泊療養施設を準備する場合の流れ



※ 要請のタイミングは、協定締結時に定めた対応時期によります。

## 補足

- 国は、協定締結した施設名を原則公表することを求めておりますが、本県では、協定締結した施設名は公表しないことも可能です。
- 宿泊施設の提供を受けた場合の費用負担については、当該感染症の性状や感染状況を踏まえて決定するものとなります。  
具体的な内容については、要請後の協議段階にてご相談させていただきます。